



鳥取県公報

平成27年 8 月11日 (火)
第 8 7 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (565) (東部振興課) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (566) (障がい福祉課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (567) (総合療育センター) 2
	都市計画の変更 (568) (技術企画課) 2
	都市計画法第66条による告示 (569) (道路建設課) 3
	土砂災害警戒区域の指定 (570) (治山砂防課) 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2 件) (571・572) (西部総合事務所地域振興局) 4
◇ 公 告	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) 7

告 示

鳥取県告示第565号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年10月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年8月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ラ・ルーチェ「絆縁」
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
上根 武也
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市千代水三丁目31
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、就労や社会参画など自立支援の必要な障がい者に対して、その必要とするカリキュラムやリハビリなどの提供を行い、一般企業への就労に対する理解を求め、採用活動を行うことにより、いかなる人も垣根のない生活が保障され、かつ人間としての尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第566号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
呼吸器・膠原病内科	呼吸器機能障害	原田 智也	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
整形外科	肢体不自由	竹内 孝之郎	米子市祇園町二丁目100-4 竹内医院

鳥取県告示第567号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県立総合療育センター院内保育施設運営業務委託業者選定プロポーザル審査会	平成28年度から平成30年度までの鳥取県立総合療育センターの院内保育施設の運営業務の受託者の選定に関する事項	平成27年8月11日から 同年12月31日まで	総合療育センター

鳥取県告示第568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画道路 3・5・17 号立川甌山線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
鳥取市立川町六丁目、卯垣及び岩倉
- 3 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

鳥取県告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画道路事業 3・4・9号上井羽合線及び3・5・1号上井東西線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
倉吉市大平町、上井字宮ノ前、字狭間、字宮ケ坪、字小泓、字山田及び字大江後並びに山根字大谷及び字大平地内
 - (2) 使用の部分
なし

鳥取県告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称
槇原地区（18）、伏野地区（85）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第571号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年9月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひだまり
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岡田 隆
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市大篠津町125-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、公共交通機関の利用が困難な要介護認定高齢者等に対し、有償ボランティア運送に関する事業、及び社会的弱者に対し生活支援事業を行うことにより、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第572号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年10月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年8月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
廣田 和幸
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市東福原一丁目1-45
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、経済活動、就労、収入の増に関する事業を地域と連携して行い、障がいのある人たちの自立、社会参加及び地域を元気にすることにより、誰もが共に生き、働き「夢」を持って暮らせる地域社会づくりを目的とする。

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第44回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成27年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成27年10月9日(金) 午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。) イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項	2時間

3 受験申込手続

受験願書(写真(縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真(コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。))とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付すること。)及び受験票(カラー写真を貼り付けること。)を、平成27年8月14日(金)から同年9月11日(金)までの各日(日曜日及び土曜日を除く。)に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する場合は、平成27年9月11日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し52円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課(電話0857-26-7384)

鳥取県土整備事務所(電話0857-20-3641)

八頭県土整備事務所(電話0858-72-3857)

中部総合事務所県土整備局(電話0858-23-3217)

西部総合事務所米子県土整備局(電話0859-31-9712)

西部総合事務所日野振興センター県土整備局(電話0859-72-2047)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

平成27年8月11日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年9月13日 午前9時から午前11時20分 まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成27年9月14日 午前9時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成27年9月28日 午前9時から正午まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年9月15日 午前10時から午後3時まで	岡山県岡山市北区御津 伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成27年9月29日 午前10時から午後3時まで	〃	〃	〃	〃
平成27年9月29日 午前9時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

クレーン用グラブバケット及びグラブバケット運搬用台車 各2台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年3月25日（金）

(4) 納入場所

鳥取港3号上屋付近（鳥取市港町13）

(5) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶、船舶部品及び修理に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年8月20日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成27年8月11日（火）から同年9月24日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成27年8月11日（火）から同年9月24日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県県土整備部空港港湾課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県県土整備部空港港湾課港湾担当
電話 0857-26-7380

電子メール kuukoukouwan@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(3) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県県土整備部空港港湾課港湾担当
電話 0857-26-7380

電子メール kuukoukouwan@pref.tottori.jp

(4) 入札説明書の交付方法

平成27年8月11日（火）から同年9月1日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouwan/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年8月11日（火）から同年9月1日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年9月24日（木）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月23日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁5階 県土整備部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に、平成27年9月1日（火）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規

則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Grab bucket crane and Grab bucket transport for carriage, each 2

(2) September 1, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 24, 2015 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders

(September 23, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefecture Government Port and Harbor Division 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7380